高知県医師会園医学校医部会規約

- 第1条 本会は、高知県医師会園医学校医部会と称し、事務所を高知県医師会内に置く。
- 第2条 本会は、高知県下の園医・学校医及び高知県医師会担当役員を持って組織する。
- 第3条 本会は、保育園・幼稚園及び学校における保健活動の振興を図ることを目的として、次の事業を行う。
 - (1) 保育保健及び学校保健の普及・高揚
 - (2) 保育保健及び学校保健に関する調査及び研究発表
 - (3) 園医(嘱託医を含む)及び学校医の身分待遇及び勤務の改善と向上
 - (4) 園医(嘱託医を含む)及び学校医の資質向上のため、講演会の開催及び研修
 - (5) その他本会の目的達成に必要な事項
- 第4条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
 - (3) 委 員 若干名
- 第5条 委員は、各郡市学校医会及び県医師会理事会において推薦された者とする。その数は高知市5名、各郡各2名、県 医師会役員若干名とする。

委員長及び副委員長は委員の互選による。

第6条 委員長は、本会を代表し会務を総理する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

委員は、委員長の命を受け部会の業務を分掌する。

- 第7条 役員の任期は、高知県医師会役員の任期と同一とする。
- 第8条 本会に参与を置くことができる。
 - 2. 参与は委員長が必要と認める学識経験者等を会長及び委員会の同意を得て委嘱し、その任期は役員の任期と同様とする。
 - 3. 参与は委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第9条 会議は総会、委員会の2種とし、委員長が招集する。

総会は、毎年1回開催する。但し委員長は、必要に応じ委員会の議を経て臨時に総会を招集することができる。

- 第10条 総会及び委員会の議決は出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。会議の議長は委員長 とする。
- 第11条 本会の経費は、原則として高知県医師会の負担とする。

会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 第12条 この規約の変更は、総会の議決によらねばならない。
- 第13条 この規約に定めるものの他、必要な細目的事項については、委員会の議決を経てこれを定める。

附 則

この規約は、昭和63年6月30日から施行する。

平成9年11月22日規約一部改正

平成27年2月14日規約一部改正